

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十七日

徳島県知事  
飯泉嘉門

#### 徳島県条例第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。